

マネージメント・レター（臨時号）

**取引行為等が行われた「当時」の電子メールの存在価値**

税務調査時に準備をしておく代表的な書類関係として、

○証憑書綴 ○当座預金照合表、普通預金通帳 ○（小口）現金出納帳 ○請求書（控）  
○請求書綴 ○レジシート ○総勘定元帳 ○補助元帳 ○タイムカード（日報等）  
○給与台帳 ○源泉徴収簿 ○仕訳帳（会計伝票） ○試算表 ○固定資産台帳 ○  
棚卸表 ○各種契約書等綴 ○稟議書等 ○株主総会議事録、取締役会議事録・・・等  
の書類があります。

これらの書類を基に国税調査官が押さえている関連資料等との照合・精査を行ない、調査官の指摘事項に対して、取引等の経過説明や上記の中で提示していなかった書類等を提示する事で、取引行為等が事実である証拠価値を主張し、税務調査の防衛を図れます。

では、電子メールはどうでしょうか？

近年のインターネットの急速な普及によって、課税当局（国税局、税務署）においても電子メールの把握に力を入れている現状です。例えば、メールアドレス・日時・送受信者の地位に関する情報の別途証拠化・・・といったものになります。

税務紛争（訴訟）の観点から見た証拠文書には、

1. 処分文書・・・契約書、遺言書
2. 報告文書・・・帳簿、議事録、手紙、電子メール

があり、証拠価値としては、**1 > 2**。報告文書よりも処分文書が上とされています。

電子メールは報告文書となっていますが、取引行為等があった「当時」に作成された文書であり、課税当局（国税局、税務署）においても証拠価値は高く評価されています。

税務調査と税務紛争（訴訟）では異なる部分がありますが、納税者にとって有利に働く電子メールであれば、

- ・ **税務調査** ～ 積極的に交渉材料等として活用
- ・ **税務紛争（訴訟）** ～ 論点や争点の段階で提出しておくことが常識

国税調査官や裁判官の、いわゆる「偽造」の懸念が持たれにくく心証も良くなり証拠としての効果も高くなります。

以上のように、電子メールの存在価値・評価は非常に高くなってきている今日において、普段の業務ツールとして活用しているメールでの税務等に関する意思決定は、誤解を招くような言い回しを細心の注意を払っておく必要があります。